

京都市建設局所管の都市公園における球技に係る取扱基準

都市公園は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、休息、遊戯、運動、レクリエーション活動等を目的に、自由に利用できる場である。

しかし、多くの市民が利用する都市公園においては、球技利用に関して、ボールをはじめとする用具の使用が他の安全を脅かし、チーム単位の活動が他の利用を妨げることがあるほか、公園外へのボールの飛来により、通行人や近隣民家に損害を及ぼす恐れがある。

このようなことから、公園利用者や近隣住民が安心して過ごせるよう、球技に係る取扱基準を定めるものである。

- 1 都市公園内においては、次の場合を除き、球技を認めない。
 - (1) 幼児や小学生が少人数でボール遊びを行う場合。ただし、バットの使用、チームで行う野球やサッカー等は認めない。
 - (2) グラウンドゴルフやペタンク等の球を転がす球技を小学生の利用が少ない時間（平日の午後2時頃まで）に行う場合
 - (3) その他、公園管理者が公園の利用及び管理に支障がないと認める場合
- 2 都市公園内の広場について、おおむね次の要件を満たす場所を「球技広場」と定め、球技広場においては、幼児や小学生によるバットの使用やチームで行う野球やサッカー等を行うことも認める。

球技広場の要件

- (1) 広場面積が1, 200㎡以上あること。
- (2) 広場の周囲に高さ4m以上のフェンスがあること。
- (3) 公園内の他施設との間に有効な緩衝帯があり、公園利用者の安全が確保されること。
- (4) 広場の周囲が民家に隣接していないなど、周辺民家の安全が確保されること。

- 3 球技を認める場合であっても、他の利用を妨げる独占的な利用は認めない。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。